

# 学校法人日本医科大学

## 外部機関との研究活動に伴う秘密情報管理ポリシー

### 1. 目的

学校法人日本医科大学（以下「本法人」という。）が企業、研究所、国、地方公共団体又はその他研究を行う機関（以下「外部機関」という。）との産学官連携活動に積極的に取り組むにあたり、相手方より開示若しくは提供を受け又は知り得た情報、又は外部機関との研究の遂行中に発生し、かつ相手方と秘密にすることを合意した情報に関して、適切に管理、保護するため、次のとおり外部機関との研究活動に伴う秘密情報管理ポリシーを定めます。

### 2. 用語の定義

#### （1）秘密情報

外部機関との共同研究、受託研究又はこれらの研究の可能性の検討、事業化の検討等の契約（以下「契約等」という。）に基づいて、相手方より開示若しくは提供を受け又は知り得た情報、又は外部機関との研究の遂行中に発生し、かつ相手方と秘密にすることを合意した情報であって、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活用に有用なものをいいます。

ただし、次のいずれかに該当することを証明することが可能な情報については、これには含みません。

- 1) 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していた情報
- 2) 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
- 3) 開示を受け又は知得した後、自己の責によらず公知となった情報
- 4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
- 5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得した情報
- 6) 書面により事前に相手方の同意を得た情報
- 7) 法令、規則、命令等に基づいて官公庁、裁判所等の公的機関から開示の要求を受けた情報

#### （2）研究担当者

外部機関との契約等に基づき、本法人において研究を担当する者をいいます。

#### （3）研究協力者

研究担当者以外の者であって、外部機関の同意を得たうえで、本法人の責任において研究に参加・協力させる学生等の研究者をいい、研究担当者及び研究協力者を併せて研究担当者等とといいます。

#### (4) 秘密情報管理責任者

研究担当者のうち、外部機関との契約等で定める研究代表者を、秘密情報管理責任者とします。

### 3. 対象範囲

本ポリシーの適用対象者は、外部機関との契約等に基づき本法人で実施される産学官連携活動の研究担当者等及び当該活動の運営・管理に関わる本法人の教職員（以下「対象者」という。）とします。

### 4. 秘密情報の管理方法

(1) 秘密情報を適切に管理するために、秘密情報の開示は対象者にのみ行うとともに、秘密情報の開示を受けた対象者は、当該秘密情報を秘匿する義務を負うものとします。また、異動もしくは退職後又は卒業後であっても、契約等に定める秘密保持義務の存続期間中は、当該秘密情報を秘匿しなければなりません。

(2) 秘密情報を適切に管理するため、研究代表者に次の義務を課します。

- 1) 研究代表者は、外部機関との研究の可能性の検討、事業化の検討等を行う際には、秘密情報管理責任者として、外部機関との秘密保持契約を締結すること（別紙様式1）。ただし、外部機関から組織を代表する者による秘密保持契約の締結を求められた場合には、研究代表者の所属する大学長が秘密保持契約を締結するものとします。
- 2) 研究代表者は、秘密情報管理責任者として、秘密情報を開示した研究担当者等に対し秘密保持を徹底すること。
- 3) 研究代表者は、学生等を研究協力者として参加させるときには、学生等に秘密保持義務等について十分に説明すると共に、本法人理事長に対して学生等と連名による誓約書を提出すること（別紙様式2）。
- 4) 研究代表者は、契約等の終了又は中止後も、契約等に定めた秘密保持義務の存続期間中は、秘密情報が漏洩しないよう必要な措置をとるとともに、秘密情報の管理を徹底すること。
- 5) 研究代表者は、研究担当者等が秘密情報を学外へ開示しようとするときは、

契約等の相手方の許可を得ること。また、相手方の許可を得た場合は、当該開示先に対し、許可内容に基づく秘密保持義務を課すこと。

- (3) 秘密情報管理に疑義が生じた場合は、研究代表者が所属する大学の「教職員等の研究活動に係る不正行為及び公正性確保に関する規程」を準用し、対応するものとする。

(平成 28 年 4 月 1 日制定)